

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	資料番号	8	担当課	消防防災安全課
			12-3	不利益処分の種類	第二種製造者に対する製造設備等の基準適合命令	
高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) (製造のための施設及び製造の方法) 第12条 第二種製造者は、製造のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 2 第二種製造者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って高圧ガスの製造をしなければならない。 3 <u>都道府県知事は、第二種製造者の製造のための施設又は製造の方法が前二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って高圧ガスの製造をすべきことを命ずることができる。</u>  [参考条文] (1) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第53号) 第10条、第11条、第12条第1項・第2項 (2) 液化石油ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第52号) 第11条、第12条、第13条第1項・第2項 (3) 冷凍保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第51号) 第11条、第14条 (4) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示(昭和50年8月1日通商産業省告示第291号) (5) 高圧ガス設備等耐震設計基準(昭和56年10月26日通商産業省告示第515号)						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定